

多子世帯支援拡充について

2025年度(令和7年度)より、多子世帯(子どもが3人以上)の大学授業料無償化(国が定める一定額まで授業料等、入学金を無償とする制度)が始まりました。この制度は、多子世帯の方が、所得制限なく授業料等の減免を受けることができます。(※但し、学業要件あり)

これに伴い従来の第Ⅰ～Ⅲ区分に加え、新たに「多子世帯」、「第Ⅰ区分(多子世帯)」、「第Ⅱ区分(多子世帯)」、「第Ⅲ区分(多子世帯)」、「第Ⅳ区分(多子世帯)」が設立されました。

《支援内容》

授業料 70 万円(年額)・入学金 20 万円(新入生のみ)

※春学期・秋学期それぞれ 35 万円ずつ減免されます。

※授業料のみ減免される制度なので、施設費、諸納金等は減免対象ではありません。

注意: 授業料が全て無償化される制度ではありません。

《申請方法》

◆既に給付奨学生の方◆

在学生で給付奨学金(高等教育の修学支援新制度)を現時点で利用されている(家計・学業の適格認定で停止中も含む)学生は、日本学生支援機構において多子世帯に該当するか審査が行われるため、**申請不要です**。

◆予約採用候補者の方◆

日本学生支援機構奨学金に高校等を通じて予約採用を申請し、「令和8年度大学等奨学生採用候補者決定通知」をお持ちの方は、候補者として決定しているため、予約採用候補者説明会に参加してください。

〈予約採用候補者説明会は[こちら](#)〉

◆在学生(高校で予約採用に申請していない学生)◆

日本学生支援機構給付奨学金在学採用(春学期)の説明会に参加してください。

〈申請希望の方は[こちら](#)〉

注意 1: 申請時期は4月上旬、採用結果および初回振込は7月の予定です。

注意 2: 【多子世帯】区分で採用の場合、給付奨学金の支給は対象外となり給付奨学金支給額は0円です。

《対象者》

生計維持者が税法上扶養する子どもの数が3人以上の世帯で、学業要件・資産要件を満たした学生。

◎多子世帯要件◎

・生計維持者の扶養する子ども(地方税法上の扶養親族であり、生計維持者の扶養する子どもである者)が3人以上であること。

・学生本人が生計維持者の扶養する子どもであること。(生計維持者が父母2名の場合はそれぞれの扶養親族の数を合算します。)

注意: 学生本人や兄弟等が、アルバイト収入が多く生計維持者の扶養から外れている場合など、子どもとしてカウントされないケースもあり得ます。

※多子世帯の判定は日本学生支援機構(JASSO)がマイナンバーを通じて行います。大学側では多子世帯の要件を判定できません。扶養状況は原則として申請時点で確定している前年以前の12月31日時点の住民税の課税情報によって行います(2026年4月の申請時→2024年12月31日時点の情報)。

※新たに生まれた実子、里子、特別養子等については、多子に該当するか奨学金窓口までお問い合わせください。

◎学業要件◎

- ・新入生は、学修意欲があり、学修計画書を提出すること。
- ・在學生は、標準単位を取得済みで、学修計画書を提出すること。

◎資産要件◎

- ・資産額が3億円未満であること。

多子世帯の支援と併せて第一種貸与奨学金を利用する方へ

- ・給付奨学金（授業料等減免）と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、第一種奨学金の貸与月額が併給調整されます。調整後の第一種奨学金の貸与月額（例）は次のとおりです。

学種	支援区分	私立	
		自宅通学※	自宅外通学
大学	第Ⅰ区分(多子世帯)	0円	0円
	第Ⅱ区分(多子世帯)	0円	0円
	第Ⅲ区分(多子世帯)	0円	0円
	第Ⅳ区分(多子世帯)	0円	0円
	多子世帯	0円	5,600円

以上